

## 長崎県婚活サポートセンターお見合いシステム会員利用規約

長崎県婚活サポートセンター（以下「センター」という。）は、以下の規約に基づいて、会員登録を完了した独身男女の、お会いしたい相手の会員プロフィール閲覧、個別の引き合わせ、その後のサポートなど婚活のお手伝いをいたします。

このため、センターは、長崎市内に長崎県婚活サポートセンター本所（以下「本所」という）を、県央・島原半島・県北の各地域に長崎県婚活サポートセンター支所（以下「支所」という。）を置きます。ただし、支所は平成28年度中に設置予定で、開設次第お知らせします。

### 1 会員登録ができる方

結婚を希望し、自ら努力される20歳以上の独身の方で、スマートフォン、タブレット、パソコン等（携帯電話は不可）によるインターネット接続やメール使用ができ、かつ、センターからの身元の確認や連絡に対応可能な方で、「下記11の禁止事項」の項目に該当しない方です。

また、長崎県内にお住いの方に限らず、県外にお住いの方も登録できます。

本人による登録が困難な場合は、3親等以内の親族に限り、本人自筆署名の委任状を持参のうえ代理登録ができます。ただし、代理登録に来所した親族は、会員プロフィール閲覧やお引き合わせなどを代理で行うことはできません。

### 2 会員登録の方法

センターホームページ「<https://www.msc-nagasaki.jp/>」（平成28年10月中旬までは「ながさきめぐりあい <http://meguriai-nagasaki.jp/>」）から、入会申込（会員仮登録）及び本所または支所への来所予約を行います。

その後、会員登録に必要な下記3の書類等を持参のうえ、会員登録の手続きを行います。その際、必ず、本人のメールアドレスをひとつだけ登録してください。

また、代理登録の場合にも、必ず本人が事前にWebサイトから入会申込（会員仮登録）と来所予約を行って下さい。

### 3 会員登録に必要な書類等

会員登録に必要な書類等は、次のとおりです。会員登録に必要な書類等が揃った日が登録完了日になります。

#### (1) 本人が会員登録する場合

##### ① 本籍地の市町村長が発行する「独身証明書」（戸籍抄本での代用も可能）

ただし、いずれの場合も3か月以内に取得した原本に限ります。独身証明書は、市町村により取得方法が異なりますので、本籍地の市町村にお問合せ下さい。

##### ② 誓約書

##### ③ 写真付きの身分証（運転免許証、パスポートなど、いずれも原本に限ります）

##### ④ 写真1～2枚（3か月以内に撮影された本人のみが写ったもので上半身のL版程度。 2枚目は、全身写真でも可能。）

会員のプロフィール検索閲覧時に表示されます。

ご希望により、センター職員が写真撮影をいたします。

## ⑤ 入会登録料

平成29年3月31日までに登録完了した場合は、登録期間を1年間とし、登録料は無料とします。

平成29年4月1日以降に登録完了した場合は、登録期間を2年間とし、登録料は1万円とします。

ご来所までに、必ず入会登録料として10,000円を会員登録者ご本人のお名前で指定する銀行口座（「初回来所予約完了のお知らせメール」でお知らせします）へお振込みください。

振込手数料は、会員登録者のご負担でお願いします。

お振込みが確認できない場合、本登録の処理ができませんのでご了承ください。

登録に係る費用ですので、登録後、たとえ一度も会員プロフィール閲覧やお引き合わせなどを利用されなくても、退会時の返金はありません。

## (2) 3親等以内の親族が代理登録する場合

### ① 前記(1)の①から⑤の書類等

ただし、③については、写しで可。

### ② 委任状（本人及び代理人の署名及び押印が必要）

### ③ 代理人の写真付きの身分証（運転免許証、パスポートなど、いずれも原本に限ります）

## (3) 原本の提出及び返却

前記(1)の③及び、(2)の③は、原本を提出いただき、センターで写しを取った後、返却いたします。ただし、特設会場などセンター以外で登録する場合は、写しを準備のうえご持参ください。

なお、ご提出いただいた写真、書類、証明書（写しを含む）などは、退会されても返却しません。

## 4 登録証等の発行

登録が完了しますと、会員登録証と、ホームページ内のマイページ（以下「マイページ」という。）へログインするためのID及びパスワードを発行します。

なお、パスワードについては、登録後、会員自身での変更が可能です。

## 5 登録期間

平成29年3月31日までに登録完了した場合は、1年間とします。

平成29年4月1日以降に登録完了した場合は、2年間となります。

成婚された場合は退会となります。

登録期間満了時には自動的に退会となります。引き続き、入会を希望される場合は、改めて登録が必要となります。

下記9の休会の手続きを行った場合でも、登録期間は延長されません。

なお、下記11の禁止事項に該当する事実が発覚した場合は、登録を抹消します。

## 6 登録内容

### (1) 非開示項目

氏名、生年月日、現住所、電話番号、メールアドレス、勤務先

(2) 開示項目

① 必須

性別、年齢、居住地（市町村まで）、職業、婚姻歴、子どもの有無、顔写真

② 任意（記入された場合は、開示されます）

ア 会員自身のプロフィール

身長、最終学歴、雇用形態、家族構成、扶養家族、血液型、出身校、資格、勤続年数、年収、タバコ、お酒、休日、住居、転勤の有無、婿養子になる意思の有無（男性のみが記入）、結婚後の親族との同居、趣味、自己PR

イ お相手への希望

年齢、職業、婚姻歴、子どもの有無、身長、最終学歴、年収、タバコ、お酒、休日、居住地希望、婿養子になってもらいたいという意味の有無（女性のみが記入）、結婚後の同居の希望

※ 任意項目については、登録後、会員自身での変更が可能です。

7 登録内容の変更

登録内容に変更が生じた場合は、速やかに次の方法により手続きを行ってください。

登録した情報をもとに相手探しが行われますので、登録内容と実態が異なれば、お引き合わせ時や、その後の交際等に支障が生じる可能性があります。

(1) 非開示項目、開示項目（必須）

センターで変更しますので、メールにて連絡願います。

その場合、会員ID、氏名、生年月日を明記のうえ、変更したい項目の変更前と変更後の内容を、登録しているメールアドレスから「matching@think-nagasaki.or.jp」宛に送信してください。

(2) 開示項目（任意）

マイページにログインし、「会員情報変更」から変更してください。

8 プロフィールの公開から、会員プロフィール閲覧、お引き合わせまでの流れ

(1) 登録したプロフィール（開示項目）をセンターの本所または支所にて会員に開示します。

(2) マイページにログインし、センターでの会員プロフィール閲覧を予約してください。

閲覧時は、会員登録証を持参してください。会員プロフィール閲覧は1回につき45分間です。

閲覧場所へは、携帯電話やカメラ、音響機器、筆記用具等の持ち込みは出来ません。

なお、会員以外は閲覧できません。

(3) 予約したセンターでプロフィールを閲覧し、希望の方がいれば、お引き合わせを申し込みます。

1回につき、希望順位を付けて3名まで、お引き合わせの申し込みが可能です。なお、一度、申し込みした場合には、キャンセルはできません。

その後センターから、申込者の会員プロフィール（開示項目）を添えて、相手に希望順番ごとにメールで申し込みが送信され、お引き合わせの意思確認を行います。

申込者の会員プロフィールは、申し込みをした時点で非開示となります。

また、この意思確認を行っている間、申込者はセンターでの閲覧ができません。

意思確認には、お一人最長1週間と処理日が1日（合計8日間）必要です。このため、3名の方へ申し込みをした場合、最長3週間と3日（合計24日間）を要します。

また、申し込み結果の回答は、全員の意思確認が取れるまでお待ちいただきます。途中経過の問い合わせにはお答えできません。

- (4) 申し込みを受けた方は、1週間以内に承諾するかお断りするかの返事をしてください。返事がないまま1週間を経過しますと、申し込みは失効します。
- (5) 申し込みを受けた場合、申込者の会員プロフィール（開示項目）はマイページで確認できます。また、返事についても、マイページから行ってください。
- (6) 申し込みの結果、

- ① 相手が受諾した場合、

センターから申込者に「お引き合わせ成立」のメールを送信します。その後、お引き合わせの日時等を定めるため、お見合いシステムサポーター（「以下、「サポーター」という」。13その他注意事項を参照、サポーター制度開始までは、センター相談員または縁結び隊。以下、同様。）からお二人に連絡いたします。

お引き合わせ決定後のキャンセルについては、原則禁止します。

やむを得ない事情によりお二人のご都合が合わない場合には、お二人の了解を得て、お引き合わせすることなく不成立にさせていただく場合があります。

お二人の希望日の調整によっては、お引き合わせの日時が1か月以上先になる場合もあります。

お引き合わせは長崎県内に限り、また原則として、お申し込みを受けた方のエリアで行わせていただきます。

お引き合わせの場所は、センターが指定する場所（お見合いシステム応援団体「以下、「応援団体」という」。の店舗等：13その他注意事項を参照、応援団体制度開始までは、原則としてセンター本所または支所）にて行います。

なお、相手が受諾した時点で、相手の会員プロフィールも非開示となります。

- ② 相手が受諾しなかった場合、

残念ながら、お引き合わせできません。

センターからお申込者へ「お引き合わせ不成立」のメールを送信します。同時に申込者と相手の会員プロフィールの開示が再開されます。

- (7) お引き合わせ決定後

お引き合わせはサポーター立会のうえ個別に行います。その際、本人確認のため、会員登録証の提示が必要となります。

また、お引き合わせ費用として、お一人2,000円（サポーター交通費1,000円、お引き合わせ場所に支払う茶菓子・飲料代1,000円）が必要となります（13その他注意事項を参照。ただし、サポーター制度、応援団体制度開始までは、各々不要です）。

当日、やむを得ない事情によりお引き合わせに来られなかった場合は、次回のお引き合わせ時に前回のサポーター交通費として別途1,000円を徴収します。お引き合わせ会場にサポーターとお相手の方が到着後のキャンセルに関して適用します。無連絡の場合も含みます。

お二人の個人情報、交際が成立するまでは提供しません。お互いに、ご自身の名前や

住所などの個人情報を相手の方に伝えないようにお願いします。

お引き合わせの翌日から3日以内に、交際するか否かについて、それぞれセンターにお伝えください。

交際が不成立となった場合は、お二人にその旨をお知らせすると同時に、お二人の会員プロフィールの開示を再開します。

(8) 交際が成立となった場合

サポーターから氏名、連絡先をお二人にお伝えするとともに、サポーターが交際サポートを開始します。

交際開始後は、各自の判断と責任において交際してください。

なお、交際中は、引き続き「お見合いシステム」において貴方自身のプロフィールは開示されません。

サポーターまたは、センターから交際状況の確認があった場合は、必ずご返事ください。

また、成婚した場合もサポーターへご報告下さい。退会の手続きをとらせていただきます。

(9) 交際を中止したい場合

交際を中止したい場合は、その旨をご自身でしっかりと相手に伝え、了解を得てください。

その後速やかに、ご自身でサポーターへその旨をご報告下さい。

これを受け、センターからお二人へ「ご縁がなかった」旨のメールを送信します。

そのメールを送信した日の翌日から起算して3日後の午前0時より、お二人の会員プロフィールの開示を再開し、閲覧の予約ができるようになります。

(10) その他

お引き合わせ決定後、センターからの連絡に全く応じない場合は、期日を指定してセンターへご連絡いただくよう書面にて通知します。当該期日が経過してなお、センターに対しご連絡がない場合は、お引き合わせを不成立とすると同時に、休会とします。

## 9 休会、退会手続き

(1) 休会の場合

マイページの「休会ボタン」をクリックすることにより休会となります。休会中は、ご自身のプロフィール情報は公開されませんが、マイページへのログインは可能です。

休会した場合、その相当期間について、登録期間の延長をすることはありません。

再開するときも、マイページからできます。

(2) 退会の場合

マイページの「退会ボタン」をクリックすることにより退会となります。その場合、退会の理由をご記入いただきますようご協力お願いします。

また、「下記11の禁止事項」に該当する場合は、会員の上承を得ることなく登録を抹消させていただく場合があります。

## 10 個人情報の保護

「長崎県婚活サポートセンタープライバシーポリシー」を定め、法令及びこのポリシーに従い個人情報を適正に管理します。

## 11 禁止事項

- (1) 次の各号に掲げる行為その他法令で禁じられている行為、公序良俗に反する行為又は他の登録者に迷惑のかかる行為は禁止します。
  - ① 偽りその他不正な手段で登録をし、又は登録しようとする事
  - ② 結婚している、又は交際中の異性がいるにもかかわらず、登録をし、又は登録しようとする事
  - ③ 暴力団員（長崎県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員）、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者、これらの者と社会的に非難される関係を有する者が登録をすること
  - ④ センターのシステムを悪用すること、又は悪用しようとする事
  - ⑤ ナンパ目的、結婚詐欺目的、営業目的、勧誘目的、宗教活動目的その他会員自身の結婚相手を探す目的以外の目的で登録すること
  - ⑥ 会員プロフィール等に虚偽の記載をすること、会員登録の内容に変更が生じているにもかかわらず、変更手続きを行わないまま、会員プロフィールの閲覧などを行うこと。
  - ⑦ センターで知り合った相手に対し、恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、相手又は相手と社会生活において密接な関係を有する者に対し、面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求することなどストーカー行為等の規制等に関する法律第2条第1項に規定する「つきまとい等」の行為を行うこと
  - ⑧ センターお見合いシステム及び交際などで知り得た秘密及び個人情報を本人の了解なく、開示し、漏えいし、又は利用すること
  - ⑨ お引き合わせ決定後、正当な理由もなくキャンセルすること、無断欠席すること
  - ⑩ センターの信用、品位を傷つけること
  - ⑪ センターの業務に関し、他の登録者、センターの職員等の関係者に暴力を加え、又は脅迫すること
  - ⑫ センターの業務に関し、不当な要求を執拗に行い、センターの業務に支障を生じさせること
  - ⑬ 登録時に記入していただいた誓約書の記載内容に違反すること

### 【会員登録時に署名していただく誓約書の内容】

1. 著しく不快な行動、虚偽の行動はいたしません。
2. ナンパ目的、結婚詐欺を目的での利用ではありません。
3. 営業目的、勧誘目的、宗教活動目的での利用ではありません。
4. ストーカー行為は行いません。
5. 現在、結婚していません。  
また、現在、交際中の異性はおらず、トラブルもありません。
6. 登録情報に虚偽の記載はいたしません。
7. センターの利用において知り得た秘密及び個人情報を本人の了解なく、開示、漏えい、利用等いたしません。

8. 暴力団員（長崎県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員）、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者、これらの者と社会的に非難される関係を有する者ではありません。
9. 登録情報等に変更が生じた場合は、遅滞なくセンターへ報告し、その内容を変更します。また、利用の都度、各項目を再確認し厳守します。
10. この誓約書に違反した場合は、退会するとともに、今後、長崎県婚活サポートセンターが行う全事業を利用しません。

(2) 前項(1)各号に定める禁止行為の情報提供があった場合には、センターは必要に応じ、その行為の該当者に同意を得ることなく、該当者とその行為に関わる情報を関係機関に照会することがあります。

(3) 前項(1)各号に定める禁止行為が判明し、その態様が悪質であり、又は結果が重大である場合には、センターは、法律に基づき厳正に対処します。

## 1.2 会員登録の抹消

次の項目に該当する場合は、入会をお断りし、又は退会とし会員登録を抹消します。

- (1) センターの指示、指導に従わなかった場合
- (2) 前記1.1の「禁止事項」に該当する場合

## 1.3 その他注意事項

- (1) センターは、ご希望の条件の方とのお引き合わせをお約束するものではありません。ご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- (2) センターで出会ったお相手の方とお引き合わせ後、交際するかどうか、またどのように交際するかについては、ご自身の責任と判断で行ってください。
- (3) 万が一、お相手の方等との間でトラブル等が発生した場合も、当事者間で解決してください。交際成立後のご自身とお相手の方との交際に関して、センターは一切の責任を負いません。あらかじめご了承ください。

(4) この「長崎県婚活サポートセンターお見合いシステム利用規約」に違反する事例があった場合には、お手数ですが、センターまでご連絡をお願いします。

(5) お引き合わせ機会が増加し、スタッフの不足と場所の提供が困難となっております。このため、平成29年秋頃を目途に、お引き合わせにあたり「お見合いシステムサポーター」及び「お見合いシステム応援団体」制度を開始する予定ですのでご了承ください。

なお、制度開始までは、これまでどおりセンタースタッフ（5月頃から長崎県が認定する縁結び隊の中から特に指名した者によるお引合せも併せて予定）によりセンターで行いますので無料となります。

- ① 「お見合いシステムサポーター」とは、長崎県が認定したボランティアによるお引き合わせと交際中のサポートを行う制度です。交通費等のお引き合わせ費用として、お一人1,000円をご負担いただきます。

② 「お見合いシステム応援団体」とは、安心してまた時間的余裕をもってお話いただけるお引き合わせ場所を提供していただく喫茶店やホテルなどの企業や団体等による応援制度です。

茶菓子・飲料と、約2時間程度のお引き合わせにふさわしい場所を提供いただくため、お一人1,000円をご負担いただきます。

長 崎 県 知 事 様  
(長崎県婚活サポートセンター)

## 長崎県婚活サポートセンター お見合いシステム会員誓約書

このたび、長崎県婚活サポートセンターお見合いシステムを利用するにあたり、  
下記の事項を確認し、厳守することを誓約いたします。

### 記

- 1 著しく不快な行動、虚偽の行動はいたしません。
- 2 ナンパ目的、結婚詐欺を目的での利用ではありません。
- 3 営業目的、勧誘目的、宗教活動目的での利用ではありません。
- 4 ストーカー行為は行いません。
- 5 現在、結婚していません。  
また、現在、交際中の異性はおらず、トラブルもありません。
- 6 登録情報に虚偽の記載はいたしません。
- 7 センターの利用において知り得た秘密及び個人情報を本人の了解なく、開示、漏えい、利用等いたしません。
- 8 暴力団員（長崎県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員）、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者、これらの者と社会的に非難される関係を有する者ではありません。
- 9 登録情報等に変更が生じた場合は、遅滞なくセンターへ報告しその内容を変更します。また、利用の都度、各項目を再確認し厳守します。
- 10 この誓約書に違反した場合は、退会するとともに、今後、長崎県婚活サポートセンターが行う全事業を利用しません。

以 上

平成 年 月 日

署 名

# 委任状

私は、(氏名) \_\_\_\_\_ (続柄) \_\_\_\_\_ ) 印 \_\_\_\_\_

(住所) \_\_\_\_\_

を代理人と定め下記事項に関する権限を委任します。

## 記

(委任事項) 長崎県婚活サポートセンターお見合いシステムの会員登録の件

平成 年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

電話番号 ( ) \_\_\_\_\_